

通所リハビリテーション事業所規模の区分等調査票（B）

【令和7年10月2日以後に指定を受けた（又は事業を再開した）事業所 又は
令和8年度の定員数を令和7年度と比較して25%以上変更する事業所用】

記入担当者氏名			事業所電話番号	
事業所番号		事業所名		

- 1 令和7年度から令和8年度の利用定員数の変更率判定
(令和8年度の定員数を令和7年度と比較して25%以上変更する事業所のみ記入)

令和7年度の利用定員 (a)	人	令和8年度の利用定員 (b)	人	$b \div a$ (c)	
-------------------	---	-------------------	---	-------------------	--

(記載要領)

- ① 令和7年度の利用定員(a)は、令和7年4月1日から令和8年3月31日までの利用定員の平均を計算すること。
当該期間中の利用定員の延べ数(利用定員×営業日数)を、当該期間中の営業日数で割って、平均を出すこと。

(例) 令和7年4月1日から令和7年8月31日まで定員20人、令和7年9月1日から令和8年3月31日まで定員25人で、営業日が毎日の事業所の場合、次のように計算する。
 $(20人 \times 153日 + 25人 \times 212日) \div 365日 = (3,060 + 5,300) \div 365日 = 22.904... \approx 22$

- ② 令和8年度の利用定員(b)は、令和8年4月1日現在の利用定員を記入すること。

【判定】 $c \leq 0.75$ 又は $1.25 \leq c$ の場合 → 2以下に進んでください。
 $0.75 < c < 1.25$ の場合 → 調査票(A)をご利用ください。

※ なお、前年度から定員を25%以上変更することにより、事業所規模の区分が決定されるのは、年度が変わる際のみです。

- 2 令和7年度利用者数見込み

利用定員(b)	×	90%	×	1月当たりの営業日数 (d)	=	平均利用延人員数 (e)
---------	---	-----	---	----------------	---	-----------------

(記載要領)

- ① 利用定員(b)は、令和8年4月1日現在の利用定員を記入すること。
② 1月当たりの営業日数(d)は、令和8年4月1日から令和9年3月31日までの営業日数(休日を除いた日数)を12で除した数を記入すること。

- 3 事業規模

※ 下記のうち、該当するサービスの事業規模記載欄に○印をご記入ください。

○通所リハビリテーション事業所	事業規模区分記載欄
・上記の式の計算結果(e)が、750を超えなければ通常規模の事業所	
・上記の式の計算結果(e)が、750を超えれば大規模の事業所(※特例の要件を確認し、該当・非該当を記載してください。)	

<通所リハビリ>規模区分の特例について

※大規模事業所(前年度の1月あたりの平均利用延人員数が750人超)のうち、算定する月の前月に
おいて次の要件をいずれも満たす場合は、通常規模と同等の評価とすることができる。

- ①利用者総数のうち、リハビリテーションマネジメント加算を算定した者の割合が80%を超えている。
②理学療法士等の数が、次の数以上である。
(利用者が10人以下の場合) 1人以上
(利用者が10人を超える場合) 利用者の数を10で除した数以上

【特例の該当確認】大規模事業所(前年度の1月あたりの平均利用延人員数が750人超)	該当		非該当	
-------------------------------------------	----	--	-----	--

※ 特例について、該当・非該当を確認のうえ、○印をご記入ください。

注) 計算の結果、**現在の規模と異なることとなった場合のみ**、「介護給付費算定に係る体制等に関する届出書・変更届出書及び別紙1」をこの調査票と併せて提出してください。

(様式は久留米市ホームページ(介護保険課)の様式集からダウンロード可能です)

提出期限: 令和8年3月16日(月) 必着